注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、文部科学省が指定する基幹運営費交付金、特殊要因運営費交付金、追加交付及び補正予算により措置された運営費交付金の一部については、業務達成基準または費用進行基準を採用しております。また、学内プロジェクト事業の一部については、学長の承認により業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法の耐用年数を基準としており、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～50年
構築物	10～45年
工具器具備品	２～20年
車両運搬具	２～５年

なお、国から承継した固定資産については、見積耐用年数としております。

また、受託研究等収入により購入した償却資産のうち、当該研究の終了後に他の目的で使用することが困難なものは、当該受託研究等期間を耐用年数としております。特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用ソフトウエアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置がなされない教職員に支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる教職員の賞与については、引当金を計上しておりません。また、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置がなされない教職員については、将来の退職給付に備えるため、当該事業年度末における自己都合要支給額を計上しております。

運営費交付金により財源措置がなされる教職員等に係る退職一時金については、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、基準第34に基づき計算された退職一時金及び年金給付に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

５．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式については、移動平均法による原価法（持分相当額が下落した場合は、持分相当額）を採用しております。

７．収益及び費用の計上基準

附属病院の診療に係る収益は、主に健康保険組合等の保険者又は患者から支出された医療費（診療費）であり、当法人は患者に対して診療行為等のサービス等を引き渡す義務を負っております。

当該履行義務は、診療行為等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。

８．たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法に基づく低価法を採用しております。

９．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

11．財務諸表の表示単位

財務諸表に掲記される科目及びその他の金額の表示は、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

Ⅱ．貸借対照表

１．翌期以降の運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額		3,616,646千円
２．翌期の運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額		273,124千円
３．担保資産及び担保付債務		
担保に供している資産	土地	3,730,000千円
	建物	2,266,522千円
上記に対応する債務	長期借入金	3,194,121千円
４．保証債務		
当該事業年度末における債務保証の総額		751,085千円

５．利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

⑴　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	25,707,348千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	16,078,379千円
利益剰余金に与える影響額（差引き）	9,628,969千円

⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの収益化額が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産について、承継時に負債として計上していた額のうち、資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する当該負債の収益化累計額　1,092,063千円

⑶　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　69,752千円

⑷　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　204,470千円

10,995,255千円